

番 号	陳 情 第 7 0 号	受理年月日	令 8 . 6 . 3
件 名	八重山自然遊歩道の安全管理と事故発生時の責任所在について（2 項）		
結 果	令和 8 . 10 . 1 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	総務環境委員会		
（委員会における審査経過） 本件は、本年 9 月の工事着工に向けた手続が進められている風力発電事業について、風車本体と八重山自然遊歩道が近接していることや、事故による被害が発生した際の責任の所在が不明確であることから、2 項＝同遊歩道や展望所の利用者に風車ブレード落下や部品飛散による事故、尾根改変による土砂流出、水害発生による事故があった場合の事業者・本市・県・国の責任の所在を明確にすること。以上の点について要請されたものである。 本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、環境影響評価書によると、事業名称は（仮称）かごしま郡山風力発電事業、事業者の名称はかごしま郡山風力合同会社、事業実施区域は本市及び薩摩川内市の行政界付近、事業規模は風力発電所出力が最大 3 万キロワット、風力発電機の基数が 8 基、高さが最大 159 メートルとなっており、同遊歩道への事業者の考え方としては、同事業については、準備書時より風車配置の見直しを行い、山頂や遊歩道に直接改変が及ばない計画とするとともに、極力離隔を確保する計画とし、遊歩道の利用者に対する安全対策については関係機関と協議を継続して実施するとしている。また、今後のスケジュールとしては、工事着工を 8 年 9 月予定、商業運転を 10 年 10 月予定としているが、関係法令に基づく許認可手続や関係機関との協議状況等により変動する可能性があるとのことである。 本市としては、事業者が提出した評価書に対して、国から 7 年 10 月 29 日付で変更を要しない旨の通知が出されており、環境影響評価制度は、風力発電設備の構造や安全性そのものを審査する制度ではないものの、遊歩道を含む周辺環境との位置関係や利用状況等を踏まえた審査の結果、国としては、同遊歩道を含め、環境の保全について適正な配慮がなされていると判断されたものと考えている。また、同設備と道路との離隔距離については、電気事業法等において定めはないことに加え、同設備の建設に当たっては、2014 年の同法の制度改正や 2017 年の同設備に関する J I S 規格の改正などにより、安全性や信頼性の面で高い水準が求められており、これらの関係法令等に基づき、安全性を確保することを前提として事業が実施されるものと考えている。なお、陳情文書表に記載のある秋田市や男鹿市の事故については、これらの改正前の基準で建てられた風力発電設備において発生したものである。 2 項については、万が一、同設備に起因する事故が発生した場合、その責任は事業者にあると考えており、事業者ともそのことは確認している。一方、本市の許認可手続等に瑕疵がある場合や、同設備が危険な状態にあるとの連絡を事業者から受けながら遊歩道を閉鎖しなかった場合など、事故の状			

況や原因等に応じて本市に責任が生じる可能性もあることから、本市に関連がある場合は適切に対応したいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、２項については、「ケースに応じて本市に責任が生じることもあるとの考えが示されたことを踏まえると、現時点で責任の所在を明確にしておくことが重要であることから、本件については採択したい」という意見、「陳情項目に示された事故が発生した場合における事業者、本市、県及び国の責任の所在を現時点で明確にすることは困難である一方、本市としても誠意を持って対応したいとの考え方が示されたことから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。